

## 昭和五十七年総理府令第四十一号

**住宅・土地統計調査規則**  
 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、並びに同法及び統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第八条第一項の規定を実施するため、住宅統計調査規則（昭和五十三年総理府令第二十五号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

### （趣旨）

**第一条** 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査（以下「住宅・土地統計調査」という。）の実施に關しては、この省令の定めるところによる。

### （調査の目的）

**第二条** 住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、全国及び地域別の住宅等及びこれらに居住している世帯に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### （定義）

**第三条** この省令において「住宅」とは、一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築され、又は改造された建物又は建物の一部（建築中又は改造中のものを含む。）をいう。  
 2 この省令において「世帯」とは、住居（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第二条第一項に規定する住居をいう。以下同じ。）及び生計を共にする者の集まり又は独立して住宅に居住する单身者をいう。

3 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む单身者で、その世帯の家事のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。

4 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。

一 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む单身者又はその集まり

二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設に住居のある单身者又はその集まり

三 前二号に該当しない单身者で住居を共にするものの集まり

四 前三号に該当しない单身者

5 この省令において「同居世帯」とは、一の住宅等に二以上上の世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設（第五条及び第十三条の二第一項第二号において「寄宿舎等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第五条及び第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）に居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯に限る。以下この項において同じ。）が居住する場合において、当該住宅等に居住する世帯のうち当該住宅等を代表する者が属しない世帯をいう。

6 この省令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

7 この省令において「世帯主」とは、第二項に規定する世帯を主宰する世帯員をいう。

8 この省令において「世帯の代表者」とは、第四項の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

### （調査時）

**第四条** 住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

### （調査の対象）

**第五条** 住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（同居世帯を除き、並びに住宅以外で人が居住する建物（寄宿舎等及び病院等を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算

した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。第六条及び第十三条第三項において同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したもの（以下それぞれ「調査住宅等」及び「調査世帯」という。）について行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。

一 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設

二 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第十四号の規定により宮内庁が管理する皇室用財産である施設

三 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第一項に規定する入国者収容所

四 少年院法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年院

五 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者が管理する施設

七 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条本文に規定する營舍及び同令第五十六条に規定する營舍その他の施設

八 婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院

九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定により日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許している施設

（調査事項等）

**第六条** 住宅・土地統計調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）を調査する。

一 世帯に関する事項  
 1 世帯主又は世帯の代表者の氏名

2 構成  
 3 同居世帯に関する事項  
 4 年間収入  
 5 従業上の地位

二 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項  
 1 通勤時間  
 2 子の住んでいる場所  
 3 現住居に入居した時期  
 4 前住居に関する事項  
 5 住宅等に関する事項  
 6 居住室の数及び広さ  
 7 所有関係に関する事項  
 8 現住居の名義  
 9 家賃又は間代等に関する事項  
 10 構造  
 11 面積  
 12 建築時期  
 13 建設設備に関する事項  
 14 建て替え等に関する事項  
 15 増改築及び改修工事に関する事項  
 16 耐震に関する事項  
 17 現住居の敷地に関する事項  
 18 所有関係に関する事項  
 19 所有地の名義

4	特別の事情により調査員が第一項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めることにより、指導員が当該事務を行うものとする。
5	都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。
6	市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（次条において「統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。
7	都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。
8	（統計調査員等に関する事務の報告）
9	都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。（委託の報告）
10	市町村長は、統計法施行令別表第一備考第三号の規定により同表二の項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同表二の項第三欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。）（第十三条第一項第一号及び第十五条第一項において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を都道府県知事に報告するものとする。
11	2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。
12	（統計調査員の身分を示す証票）
13	市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。
14	2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
15	（単位区の設定）
16	市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区において総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。
17	2 指導員は、前項の単位区の設定に關し、単位区設定図の作成その他これに附帶する事務を行い、及び市町村長に對しその定める期限までに単位区設定図その他の関係書類を提出しなければならない。
18	3 市町村長は都道府県知事に對しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に對しその定期限までに、それぞれ単位区設定図その他の関係書類を提出しなければならない。
19	4 前項に定めるもののほか、単位区の設定に關し必要な事項は、総務大臣が別に定める。
20	（調査の方法及び期間）
21	第十三条 住宅・土地統計調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。
22	一 調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに次項及び第三項、第十五条及び第十六条第三項各号において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第三号に定める事務を担当調査単位区内の調査世帯ごとに配布し、及び質問し、並びに総務大臣が調査世帯の世帯主若しくは世帯の代表者又はこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装
23	3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単位区設定図の作成、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

第七条 削除  
(統計調査員)

第八条 住宅・土地統計調査の事務に從事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

一 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二 警察官

統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区（市町村長から指定された調査単位区をいう。以下同じ。）内に在る調査住宅等及び調査世帯に係る調査票の配布及び取集、調査世帯に係る識別符号（総務大臣が調査世帯を識別するために付した符号をいう。第十一条第一項第一号及び第十六条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単位区設定図の作成、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行ふものとする。



		代表者又はこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法。
二	第十三条第一項第二号に掲げる方法	第六条第一項第七号に掲げる事項について調査員又は民間事業者等による当該調査票の取集に応じる方法。
三	第十三条第一項第三号に掲げる方法	第六条第一項第七号に掲げる事項について調査票に記入し、及び調査員又は民間事業者等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に対し、都道府県知事の指定する場所に郵便等により提出する方法（調査票等の提出）
第十七条	調査員及び指導員は市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に對し、その定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。（結果の公表等）	（結果の公表等）
第十八条	総務大臣は、調査票（第十六条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報（報告を含む）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。（調査票等の保存）	（調査票等の保存）
第十九条	総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票（第十六条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容（第六条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録）として認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	（結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。）
附 則	（昭和五八年四月二〇日総理府令第一六号）	（この府令は、公布の日から施行する。）
附 則	（昭和五九年六月二九日総理府令第三五号）	（この府令は、公布の日から施行する。）
附 則	（昭和五九年七月一日総理府令第三三号）	（この府令は、昭和五九年七月一日から施行する。）
附 則	（昭和六三年五月二五日総理府令第三三号）	（この府令は、公布の日から施行する。）
附 則	（平成五年五月二一日総理府令第三〇号）	（この府令は、公布の日から施行する。）
附 則	（平成一〇年三月三一日総理府令第七号）	（この府令は、公布の日から施行する。）
附 則	（平成一一年三月三〇日総理府令第三三号）	（この府令は、平成十二年四月一日から施行する。）
附 則	（平成一五年三月一八日総務省令第三八号）	（この省令は、平成十五年四月一日から施行する。）
附 則	（平成一五年八月一四日総理府令第九〇号）抄	（この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。）
附 則	（平成十五年四月一日総務省令第五八号）	（この省令は、平成十五年四月一日から施行する。）

附 則	(平成二〇年二月一日総務省令第五号) 抄
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二〇年一月一〇日総務省令第一四一号) 抄
第一条	この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。
附 則	(平成二三年六月三日総務省令第五三号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二十五年五月七日総務省令第四七号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成三〇年五月二三日総務省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(令和五年七月二〇日総務省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。